

ビジネス法務基礎 第4回

権利と義務の主体



法人ってなに？

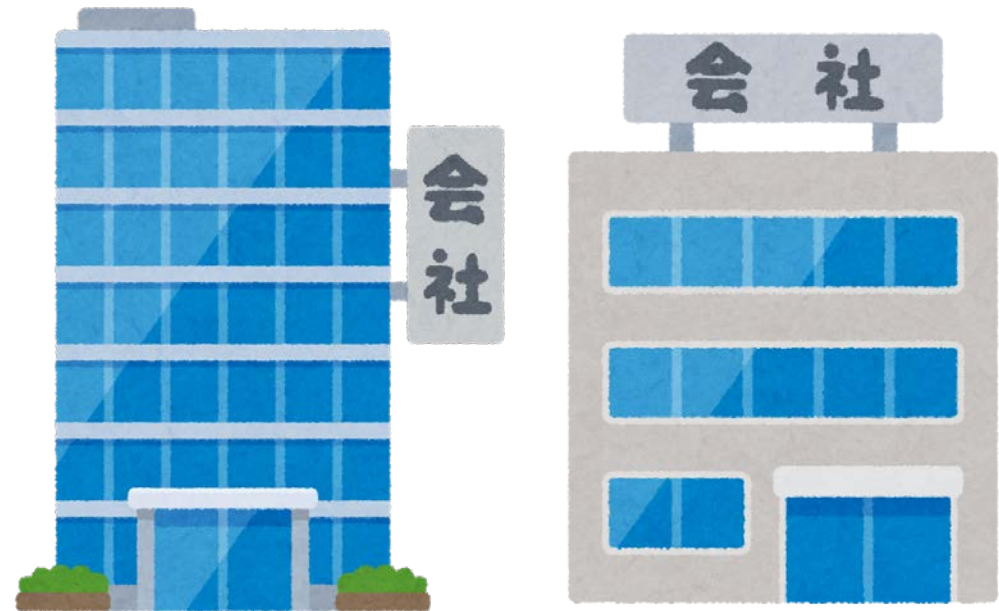
法人というのは、株式会社やNPO法人、国や地方公共団体などが該当します。

法人も私たち自然人と同じように、権利や義務の主体となることができる(権利を得たり、義務を負ったりすることができる)権利能力を持っています。

株式会社制度①

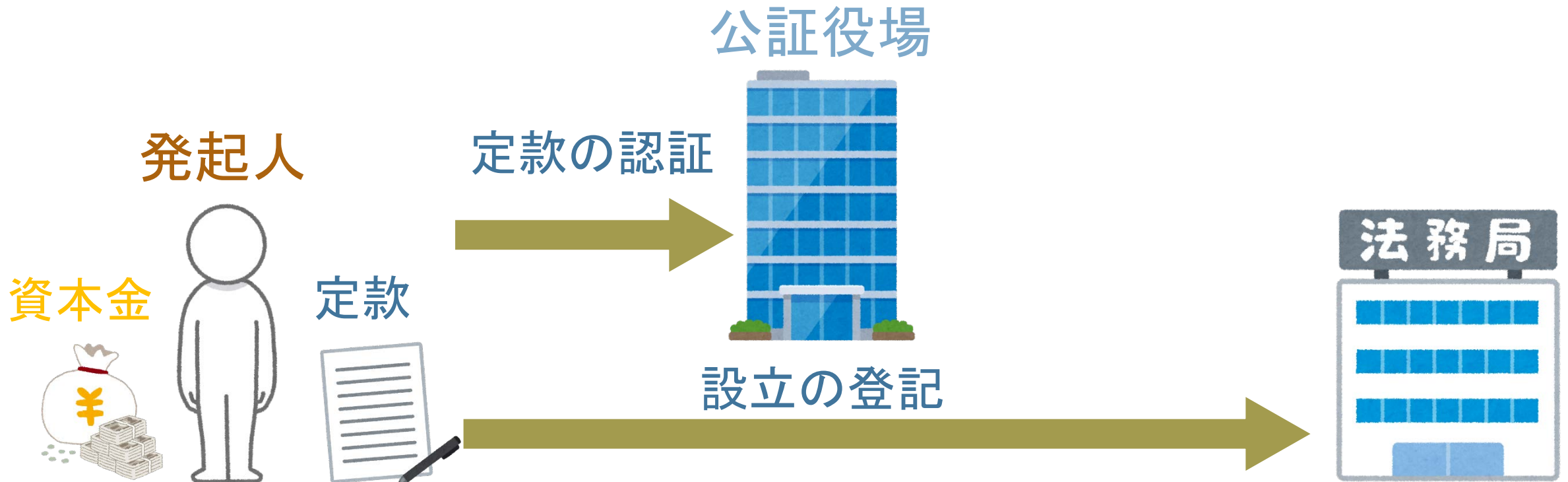
一部上場しているような大手企業の株式会社だけではなく、近所にある大小さまざまな株式会社もあります。

株式会社必ず登記され、登記簿謄本で会社の情報を確認することができます。



株式会社ができるまで

発起人が定款を作成して、公証役場で認証後、設立の登記をすることで完了します

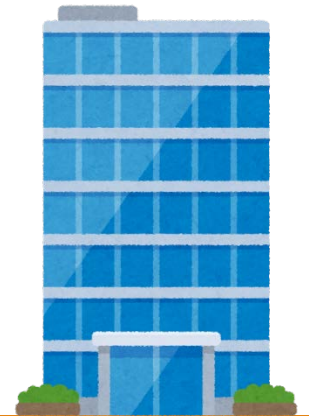


公証役場とは？

公証役場には公証人という人がいて、公正証書の作成などを行っています。

公正証書遺言の作成や定款の認証、離婚協議に伴う慰謝料や養育費に関する公正証書の作成など法務実務はもちろん、様々なシーンで登場します。

公証役場



株式会社制度②

会社の所有者は株主です。

株主総会では、取締役の選任など、株式会社の基本的な方針や重要な事項を決定します。



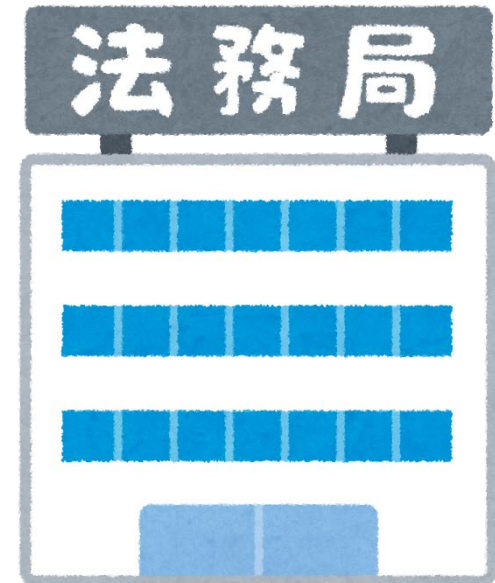
株式会社制度③

商号⇒会社の名前

取締役・代表取締役⇒会社の業務を執行します。代表取締役はその中でも、単独で会社を代表して業務の執行することができます。

資本金⇒出資者が会社に出した資金

本店所在地⇒登記上の会社の本店の場所



株式会社制度④

株式会社の1年

株式会社には会計期間(例:4月1日から3月31日)ごとに区切って財務諸表(貸借対照表・損益計算書など)を作成します。

会計期間が終了すると3ヶ月以内に定時株主総会を開催します。

定時株主総会では、財務諸表などの計算書類の承認や事業報告が行われます。

その他の法人

合同会社

株式会社と同じく、全出資者が間接・有限責任を負う会社形態です。

NPO法人

特定の公益的・非営利活動を行うことを目的とする法人です。

一般社団法人

事業の公益目的に制限されず、営利法人と同じく収益事業や共益事業なども行うことができます。